

アフガン各派代表者会合 (合意文書の概要)

平成13年12月6日
中東第二課

1. 一般条項

- (1) 暫定政権(Interim Authority)は2001年12月22日をもって設立される。
- (2) 暫定政権は暫定行政機構(Interim Administration)、緊急ロヤ・ジェルガ招集のための特別独立委員会(Special Independent Commission for the Convening of the Emergency Loya Jirga、以下「独立委員会」)、最高裁判所(Supreme Court of Afghanistan)以下の裁判所からなる。
- (3) 暫定政権はアフガニスタンの主権を有し、国連でアフガニスタンの議席を占める等、対外的にアフガニスタンを代表する。
- (4) 暫定政権設立後6ヶ月以内に、緊急ロヤ・ジェルガがザーヒル元国王により招集され、移行政権(Transitional Authority)についての決定を行う。移行政権は、緊急ロヤ・ジェルガ開催から2年以内に行われる選挙によって国民を完全に代表する政府が樹立されるまでの期間、アフガニスタンの統治に当たる。
- (5) 移行政権設立後18ヶ月以内に憲法制定ロヤ・ジェルガが招集される。

2. 法的枠組みと司法制度

新憲法の採択までの間、1964年の憲法及び既存の法規が、本件合意や国際法に反しない限り適用される。暫定行政機構は、国連の支援を得て、イスラムの諸原則、国際規範、法の支配及びアフガニスタンの法的伝統に従い国内法体系を再建するための司法委員会を設立する。

3. 暫定行政機構

暫定行政機構は1名の議長(Chairman)、5名の副議長を含む30名からなる。議長を除く構成員は、暫定行政機構の各省の長となりうる。暫定行政機構は国家の問題の日々の執行を任せられ、政令を発する権限を有する。

4. 「独立委員会」

暫定政権設立後1ヶ月以内に21名からなる「独立委員会」を設立する。「独立委員会」は、緊急ロヤ・ジェルガの参加者及び手続を決定する最終的権限を有する。緊急ロヤ・ジェルガは、移行統治機構の元首を選出し、移行統治機構の構成と主要人物に関する提案を承認する。

5. 最終条項

- (1) 暫定政権設立時に、すべてのムジャヒディーン、アフガン人の軍隊及び国内の武裝勢力は暫定政権の指揮統制下におかれ、新たなアフガニスタンの治安部隊及び軍隊の必要に応じて再組織される。
- (2) 暫定政権によるいかなる措置も、国連安保理決議第1378号及びアフガニスタ

ンに関する他の関連安保理決議に反してはならない。

6. 付属書I 国際治安部隊 (International Security Force)

- (1) 今次会合の出席者は、アフガニスタン国内の治安についての責任はアフガン人自身にあることを認識する。
- (2) 新たなアフガニスタンの治安部隊及び軍隊が設立され機能するまでにしばらく時間がかかるであろうことに鑑み、今次会合の出席者は国連安保理に対し、国連マンデートの下にある部隊(Force)のアフガニスタンへの早期の展開を承認することを検討するよう要請する。この部隊はカブール及びその周辺地域の治安の維持を支援する。このような部隊は適宜、その他の地域に段階的に拡大しうる。
- (3) 今次会合の出席者は、右部隊が展開されるカブールその他の地域から全ての武装勢力を撤退させることを誓約する。

7. 付属書II 暫定期間における国連の役割

事務総長特別代表は、この合意の全ての面の実施を監視し支援する。事務総長特別代表又はその代理は、暫定行政機構及び「独立委員会」の会合に出席するよう招待することができる。

8. 付属書III 今次会合の出席者による国連への要請

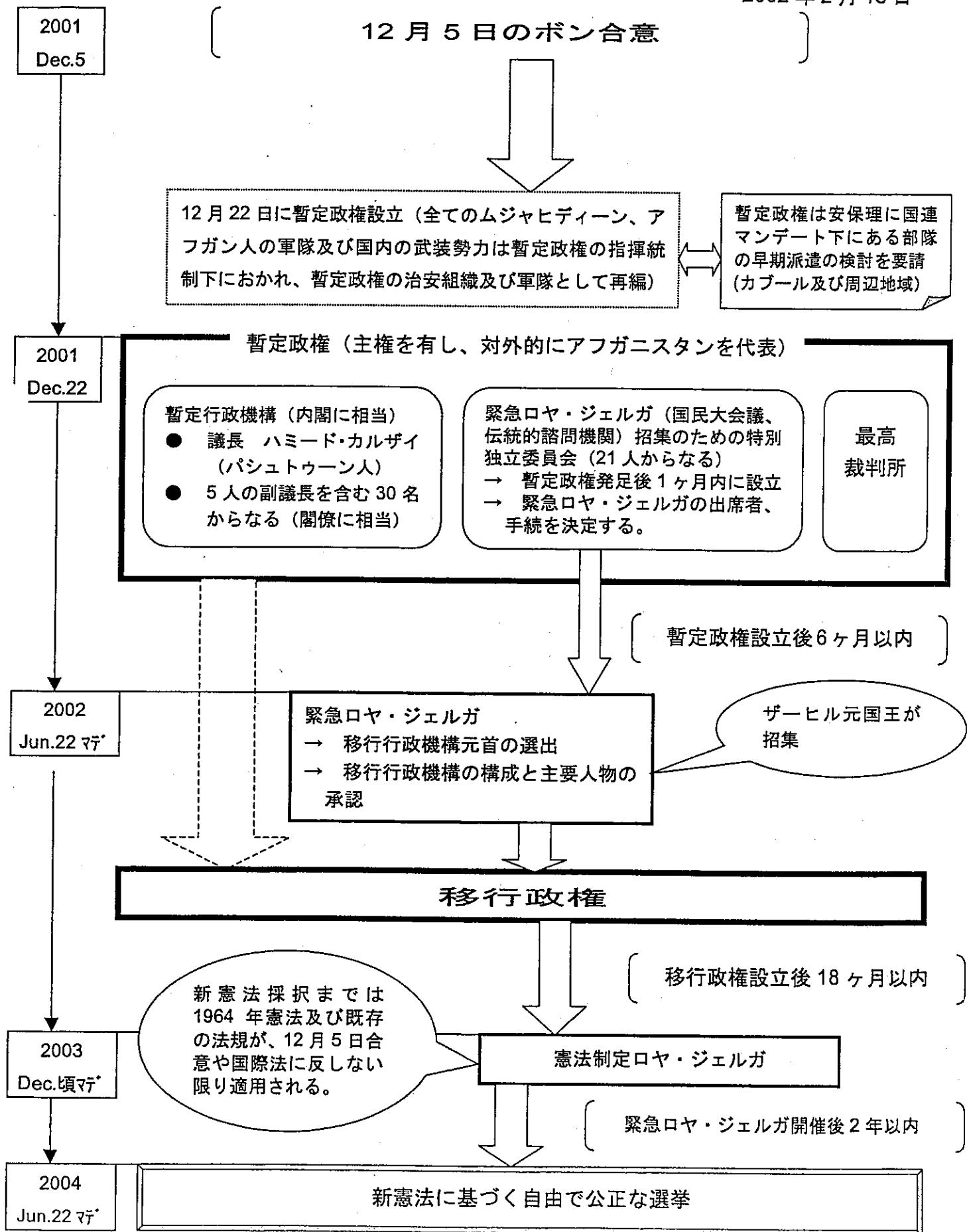
今次会合の出席者は、

- (1) 国連と国際社会に対し、アフガニスタンの主権、領土保全、統一、及び他国からの国内問題不干渉を補償するために必要な措置を取ることを求める。
- (2) 国連、国際社会、特に支援国及び国際機関に対し、暫定政権と協力しつつ、アフガニスタン復興支援へのコミットメントを再確認し、強化し及び実行するよう促す。
- (3) 国連に対し、新憲法制定時に行われる総選挙に先立つ有権者登録及びアフガニスタンの国勢調査ができるだけ速やかに行うことを探める。
- (4) 国連及び国際社会に対し、ムジャヒディーンがアフガニスタンの独立と国民の威儀を守る上で英雄的な役割を果たしたとの認識の下、暫定政権と協調して、ムジャヒディーンの新しいアフガニスタンの治安部隊及び軍隊への再編入を支援するよう促す。
- (5) 国連及び国際社会に対し、殉教者及び他の戦争犠牲者の家族その他の被扶養者並びに戦争による障害者を支援するための基金を設立するよう依頼する。
- (6) 国連、国際社会及び地域的機関が、暫定政権と協力して、国際テロ、麻薬の栽培及び密輸と闘い、アフガン人農家に代替穀物生産のための金銭的、物質的及び技術的手段を提供するよう強く促す。

9. 付属書IV 暫定行政機構の構成

議長はカルザイ氏。その他の副議長・閣僚ポストは空欄になっている。

2002年2月13日



アフガン各派代表者会合
(暫定政権「閣僚」リスト)

平成13年12月12日

中東第二課

職名	氏名(特記事項)	所属	民族
議長	ハミド・カルザイ	R	P
副議長兼女性問題相	シマー・サマル(女性)	R	H
副議長兼国防相	ムハンマド・カセム・ファヒム (北部同盟「国防相」故マスード司令官の後継)	UF	T
副議長兼計画相	ムハンマド・モハケク	UF	H
副議長兼水電力相	シャケル・カールガル	UF	U
副議長兼財務相	ヘダヤト・アミン・アルサラ(元外相)	R	P
外相	※アブドッラー・アブドッラー (北部同盟「外相」、父パシュトゥーン人、母タジク人)	UF	P
内相	ムハンマド・ユヌス・カヌニ (北部同盟「内相」)	UF	T
商業相	※セイエド・ムスタファ・カゼミ	UF	H
鉱山産業相	ムハンマド・アレム・ラズム	UF	U
小規模産業相	アレフ・ヌルザイ	UF	P
情報文化相	ラヒン・マクドゥム	R	Sey
通信相	アブドル・ラヒム	UF	T
労働社会問題相	ミール・ワイス・サーデク	UF	T
巡礼・ワクフ相	ムハンマド・ハニフ・ハニフ・バルヒ	UF	T
殉教者・傷痍者相	アブドッラー・ワルダク	UF	P
教育相	ラスール・アミン	-	-
高等教育相	シャリフ・ファエズ	UF	T
公衆衛生相	スハイラ・シディーク(女性)	Pes	P
公共事業相	アブドウル・カリク・ファザル	R	P
村落開発相	アブドル・マリク・アンワル	UF	T
都市開発相	アブドル・カーディル	UF	P
復興相	アミン・ファルハング	R	T
交通相	スルタン・ハミド・ハミド	UF	H
難民帰還相	エナヤトッラー・ナゼリ	UF	T
農業相	※セイエド・フセイン・アンワリ	UF	Sey
灌漑相	マンガル・フセイン	Pes	P
司法相	アブドル・ラヒム・カリミ	UF	T
航空・観光相	アブドル・ラーマン	R	Nu
国境問題相	アマヌラー・ザドラン	R	P

(※訪日経験あり)

R :ローマグループ UF :北部同盟 Pes:ペシャワール・グループ (サイプラス・グループは2ポストをオファーされたがいずれも辞退。)	P:パシュトゥーン T:タジク H:ハザラ U:ウズベク Sey:預言者ムハンマドの子孫といわれるサイード Nu:アレキサンダー大王の末裔といわれるヌーリスタン
--	---

「緊急ロヤ・ジエルガ招集のための特別独立委員会」メンバー

1. イスマイル・カゼミヤ (Ismael Qasimyar, Mr.)
特別委員会議長
2. マーブーバ・ホククマル (Mahbooba Hoquqmal)
特別委員会副議長
3. アルハジュ・アブドゥル・アジズ (Al-Haj Abdul Aziz, Mr.)
特別委員会副議長
4. アブドゥル・サラム・ラヒミ (Abdul Salam Rahimy, Mr.)
5. アミール・モハメド・エッサ (Ameer Mohammed Essa, Mr.)
6. アッサドゥラー・ウォルワリジ (Assadullah Wolwaliji, Mr.)
7. エナヤトウラ・カマル (Enayatullah Kamal, Mr.)
8. ハジ・ザーヒル・ハーン・ヤバルヘル (Haji Zahel Khan Jabbarkhel, Mr.)
9. ヒュマイラ・ネマティ (Humaira Nematy, Ms.)
10. モハメド・ファリド・ハミディ (Mohammed Farid Hamidi, Mr.)
11. モハメド・カジム・アーハン (Mohammed Kazim Ahang, Mr.)
原則問題小委員会委員長
12. モハメド・マフーズ・ニダイ (Mohammed Mahfooz Nidai, Mr.)
対外折衝小委員会委員長
13. モハメド・タヒール・ブルガイ (Mohammed Taher Borgai, Mr.)
起草小委員会委員長
14. ヌル・モハメド・カルキン (Nur Mohammed Karkin, Mr.)
15. ラシド・セルジュキ (Rashid Seljuki, Mr.)
16. サディク・ムダベル (Sadiq Mudaber, Mr.)
17. サイド・アミン・ムジャヘド (Sayed Amin Mujahed, Mr.)
18. サイド・マスード (Sayed Massoud, Mr.)
19. サイド・ムサ・タワナ (Sayed Musa Tawana, Mr.)
20. セブハトゥラー・サニアル (Sebghatullah Sanjar, Mr.)
21. ソラヤ・パーリカ (Soraya Parlika, Ms.)